

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会は、合理的配慮を推進する会と称する。

### (目的)

第2条 当会は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 合理的配慮の義務化が推進するための人材育成業務
2. 全国に相談窓口を設置
3. 教材制作と販売
4. 政策提言集を制作
5. 認定式・交流会などイベント運営
6. 前各号に附帯し、又は関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会は、本店を愛知県春日井市大泉寺町121番地2に置く。

## 第2章 運営

### (運営)

第2条 当会の運営は、(一社)日本室内空気保健協会と(一社)インクルーシブコミュニティ協会が協力して行う。

## 第3章 役員

### (役員)

第3条 当会には、会長1名、副会長1名、顧問1名を置く。会計は会長が兼任する。

## 第4章 総会

### (総会)

第4条 当会は、毎年4月に定時総会を開き、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

#### (招集)

第5条 総会は、会長が招集するものとする。

総会を招集するには、会日より5日前に、各役員、会員に対して、その通知することを要する。

#### (議長)

第6条 総会の議長は、会長または副会長がこれに当たる。

#### (決議の方法)

第7条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席したメンバーの過半数をもって決する。

#### (議決権)

第8条 役員は、議決権を有する。顧問は議決権を持たない。

#### (議事録)

第9条 総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会長または副会長がこれに記名押印することを要する。

### 第5章 報酬

第10条 役員に役員手当の報酬は無しとする。

#### (相談料)

第11条 利用者からの相談を受ける。30分間無料、それ以降30分ごとに相談料を徴収する。合理的配慮民間アドバイザーが相談を受ける場合、当会の仲介料を取らないが、結果報告と政策提言資料作成に協力すること。

#### (政策提言資料作成)

第12条 相談を受けた内容の中で、合理的配慮の提供が実現しなかった事例等に関して、自治体や国などに将来政策提言に利用する材料として収集し資料作成する。その際の資料には相談内容は匿名とし本人の許可をいただくこととする。

### 第6章 認定式・交流会

第13条 認定式・交流会などイベントの主催者は、経費など運営費を全て担当し独立採算制とする。例えば、状況に応じて参加費を徴収することもある。

## 第7章 計算

### (運営年度)

第14条 当会の運営年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

## 第8章 附則

第15条 この定款に規定のない事項は、(一社)日本室内空気保健協会と(一社)インクルーシブコミュニティ協会双方で話し合いしながら進めていく。

以上、合理的配慮を推進する会設立のため、この定款を作成し、役員がこれに記名押印する。

令和6年7月9日

一般社団法人日本室内空気保健協会

愛知県春日井市大泉寺町121番地2

代表理事 加藤美奈子

一般社団法人インクルーシブコミュニティ協会

住所 群馬県富岡市相野田428-4

肩書 氏名 代表理事 新井清義